

# 大型連休中の業務案内

施設名・電話番号	4月				5月						
	27日(土)	28日(日)	29日(月・祝)	30日(火・祝)	1日(水・祝)	2日(木・祝)	3日(金・祝)	4日(土・祝)	5日(日・祝)	6日(月・振)	7日(火)
幸手市役所 ☎(43)1111		休日 開庁									
桜泉園 ☎(48)0331・FAX(48)2226											
※し尿受け入れ/27日(土)は午前中のみ。											
ごみ収集											
し尿											
直接持込											
中央・東・西・南・北公民館(各地区市民センター含む) 中央公民館 ☎(42)5156・FAX(42)5800											
郷土資料館 ☎・FAX(47)2521											
デマンド交通 市民協働課 ☎(43)1111 内線173											
コミュニティセンター ☎(43)9390・FAX(43)9391											
勤労福祉会館 ☎・FAX(43)6455											
幸手市ふるさとハローワーク ☎(43)8609											
児童館 ☎・FAX(43)5521											
老人福祉センター ☎・FAX(47)1126											
東地域包括支援センター ☎(53)6151											
西地域包括支援センター ☎(40)3443											
メモリアルトネ ☎(65)8234											
水道のトラブル 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120											

## 通常通り利用できる施設

天神の湯(ウェルス幸手内)	図書館本館・香日向分館	アスカル幸手	ひばりヶ丘球場
総合公園陸上グラウンド	総合公園テニスコート	上吉羽中央公園テニスコート	神扇グラウンド
千塚西公園(テニスコート・球場)	神扇公園テニスコート	海洋センター	武道館
市営釣場神扇池			

# 決定! 幸手市シティプロモーションロゴマーク

## 最優秀賞(採用)作品



【作者】山口 類さん(大阪府)  
 【制作意図】 幸手市のシティプロモーションは、幸手市の持つ魅力を全国に発信。幸手市「さって」の文字を、幸せと元気で明るい幸手市の人々の笑顔で描きました。

市では、市の魅力をより多くの人に知ってもらい、認知度やイメージアップを図る取り組みである「シティプロモーション」を進めています。その一環として、市をPRするシンボルとなるロゴマークを、昨年10月から11月にかけて募集しました。

全国から集まった392点の作品の中から、庁内選考委員会で候補作品3点を選出したのち、1月28日から2月20日までの期間に市民投票を行いました。市民のみならず合計2,181票の投票をいただき、その中で最も多くの票を集めた作品が採用となりました。

これから市では、このロゴマークをパンフレットやPR動画などの各種広報物に活用し、シティプロモーション事業をさらに推し進めていきます。

問合せ シティプロモーション課 ☎(43)1111 内線682 FAX(43)1122

# 住宅に関する補助のご案内

## 【環境課】住宅用太陽光発電システム設置補助

- 対象 市内に住所を有し、自らに居住し、または居住しようとする住宅(店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上に限り、2分に初めに太陽光発電システムを設置し、つぎの①～⑤に該当する人)
- 4月1日以降に工事契約を締結し、翌年2月29日まで工事が完了すること
  - 工事着工前に申請すること
  - 市税などの滞納がないこと
  - 対象住宅および敷地が建築基準法や都市計画法などの関係法令に違反がないこと
  - 対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていないこと
- ※つぎの①～③は対象外。  
 ①賃貸住宅および集合住宅の場合  
 ②太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する場合  
 ③法人が申請する場合
- 補助額 太陽光発電システム1kWあたり2万円(上限8万円)
- 申込み 4月9日(火)から工事着工前に幸手市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1

- 号)につぎの書類を添えて環境課に提出(郵送不可)
- 添付書類 ①工事内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し ②設置工事着手前の現況写真 ③設置場所の略図 ④発電システムの形状、規格などを示すカタログ ⑤市税などの完納証明書
- ※代理人による提出は可能ですが、交付申請書は必ず申請者(設置者)本人が記入してください。
- 問合せ 環境課 ☎(48)0331

## 【建築指導課】住宅リフォーム費用の一部補助(前期)

- 対象 つぎの①～④に該当する人
- 市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住していること
  - 店舗併用住宅については住宅部分に限る。
  - 市税などの滞納がないこと
  - 対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていないこと
- ※対象住宅が過去にこの補助を受けていないこと
- 対象工事・設計 ①市内施工業者・設計業者に発注したものの設計・工事費が20万円以上(税抜き)で翌年2月29日までに完了するもの
- ②設計・工事費が20万円以上(税抜き)で翌年2月29日までに完了するもの
- 改築工事/住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
  - 増築工事/住宅部分の床面積を増加させる工事
  - 修繕、模様替え/住宅本体の修繕、模様替え
  - 設備工事/台所、浴室、洗面所、暖房、給湯機、省エネルギー設備
  - 公共下水道への接続工事/室内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
  - ※工事に伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外。
  - ※住宅の耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度があります。
- 補助額 工事および設計費(税抜きの)5%相当額
- ※10万円を上限とし、予算の範囲内で申込み順(10000円未満切捨て)。
- 申込み 4月10日(水)から、見積書と市税の完納証明書(税務課で発行)を持参の上、建築指導課へ
- ※4月10日(水)は第二庁舎1階第5会議室、11日(木)以降は第二庁舎1階建築指導課窓口。
- 問合せ 建築指導課 ☎(43)1111 内線572

# 公共下水道の供用開始のお知らせ

問合せ 下水道課 ☎(47)3340 FAX(48)0120



平成30年度は、南2・3丁目地内の東武鉄道日光線西側周辺地区で公共下水道工事を行い、当該区域内で公共下水道の供用が開始されました。平成31年度は、幸手駅西口土地区画整理事業区域を中心に管渠整備の工事を実施する予定です。なお、関係する地域のみなさんには、6月頃に工事説明会を行います。今後も、事業計画区域内における未整備区域の管渠整備を重点的に行い、供用区域の拡大を図ってまいりますのでご理解ご協力をお願いします。

## ▼下水道使用料の納入

公共下水道の利用に伴い、上水道の使用水量に応じて算出された下水道使用料が発生します。お支払は、原則として2か月ごとに上水道料金と一緒に納入していただきます。

## ▼早期接続にご協力を

公共下水道が整備された区域では、接続替えの工事を行い、家庭などからの汚水を直接公共下水道に流さなければなりません。また、くみ取り式トイレは、下水道法の定めにより公共下水道の整備後3年以内に水洗化することが義務づけられています。宅地内の接続替えの工事をする場合は、「幸手市下水道排水設備指定工事店」に依頼して施工するよう、お願いします。快適で住みよい環境づくりのため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。